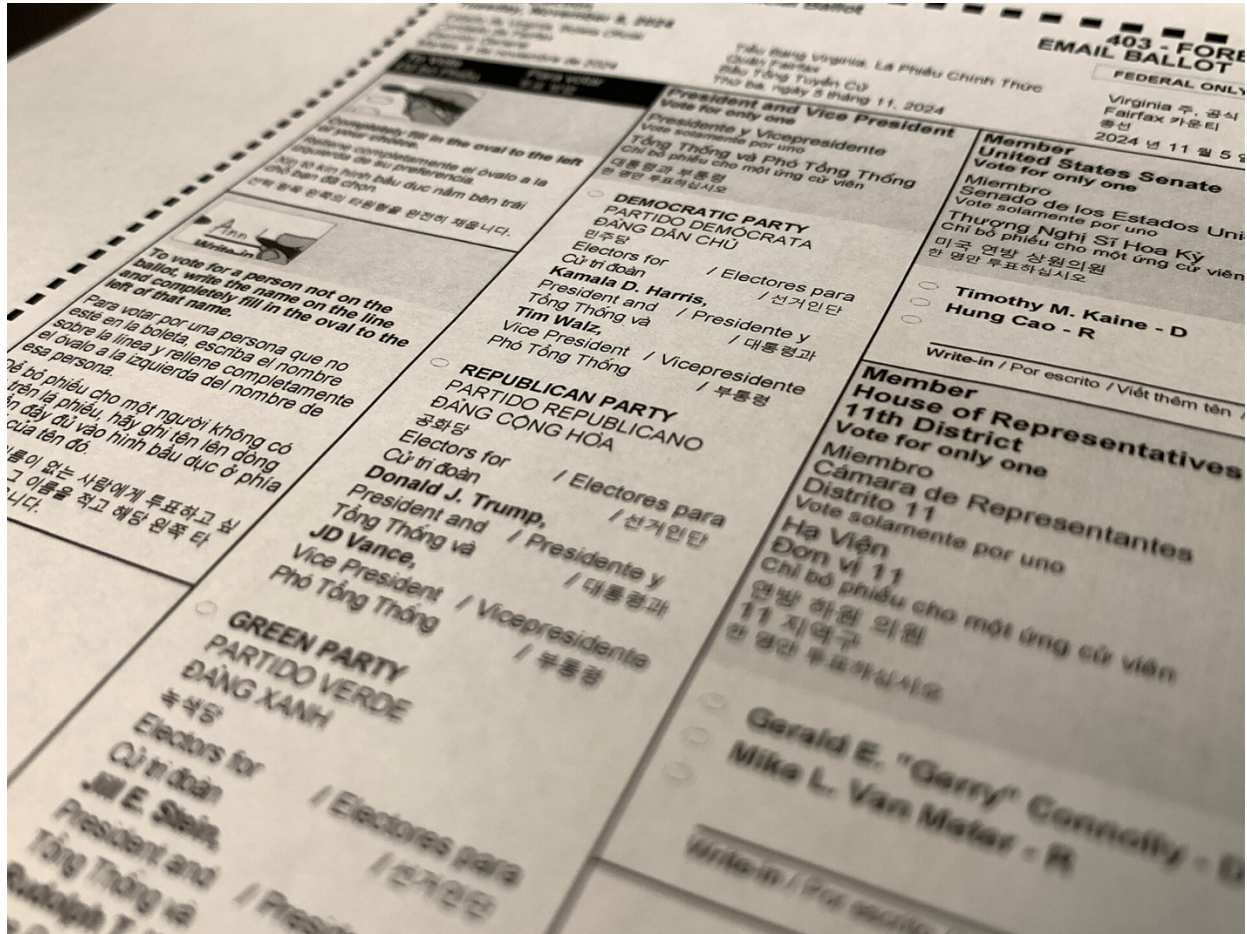


## 国連第3委員会第6週報告（11月4日から11月7日）

本報告書は、日本政府代表団顧問としての見解ではなく、個人の見解であり、日本政府の確認、了解を何ら得ているものではない

11月3日に「夏時間 daylight saving time」が終わり、午前3時に時計の針を1時間戻しました。合衆国の場合（アリゾナとハワイ、いくつかの領土を除くと）、3月の第2日曜日午前2時に時計の針を1時間進め、11月の第1日曜日午前3時に1時間戻します。以前ならば、家中の時計全部を（普通は日曜日の朝、起きてから）変えるので、結構、大変な作業でしたが、最近は電波時計化の普及で「もう直っている」時計が大半になりました。私は、学生時代、春に「1時間、進む」のを忘れて午前中の約束に遅れるという失敗したことがあります……。

合衆国の「投票日」が目前です。4年に1度の大統領、2年に一度の連邦議会議員（6年任期の上院議員は約1/3の議席が2年ごと、2024年は33+1（補欠）州、2年任期の下院議員は毎回）、州知事（2024年は13州、2022年は36州でした）と法務長官や州務長官など、州議会（44州の85の議会上院・下院）、連邦領土の議会（グアム、プエルト・リコなど7つ）、地方自治体の首長・議会・教育委員会などなど、そして、多くの州では州憲法の改正案や州法の改正案が州民投票にかかります。



選挙用紙は、日本のように、選挙ごとに別の用紙を渡されるのではなく、全部の投票が1枚の「長ーい」用紙に印刷されている、あるいは、モニター画面をスクロールするようになってきているとのこと。全部、同じ政党（の提案）を支持するならば一括して、紙ならば「パンチ」する、最近では「ボタン」を押すか、画面を「タッチ」するのですが、個別に意思表示をしたいならば1つ1つ、選択できる……。昔、誰かが、ステーキの焼き方だけでなく、付け合わせのポテトはどうするのか？ ほうれん草は？ ソースは？ と、全部個別に選ぶ感覚と一緒にだと言っていました。

というわけで、有権者は州単位の選挙である連邦議会上院議員と州知事と大統領の選択を連動させるのか（それなら同じ政党の候補者同士でお互いに応援する）、違う政党に投票する cross-voting のか（大統領・知事・上院議員候補の援護射撃でも、争点で判断する有権者が多いとあまり効果がない、ときには逆効果？）も、可能ですから、誰が誰とどこで集会を開いたのかは、その候補者にだけ注目しては見えてこないような気がします。

これを書いているのは3日（日曜）なので、世論調査や情勢分析情報に関して、共和党よりの調査や分析では前大統領が、民主党寄りの調査や分析では副大統領が、リードしていると説明し、できるだけ正確な予測を・・・と複数の調査や分析を用いているところは「ほぼ互角」と言っています。が、一般投票数獲得に関しては副大統領が、州の選挙人の合計、つまり、実際の大統領選出に関しては前大統領が若干有利のようです。郵送と本人の投票を合わせた事前投票は、2020年ほどではないけれども多く、でも、それが結果に影響を及ぼすものかどうかについては、事前投票者は固定票であり、選挙当日の投票者はギリギリまで迷っていた浮動票の割合が高いので、インパクトは後者の方が大きい、政治的対立ではなく、どちらも支持できないという不満票が多くなると第3政党の得票率が僅かであっても大きな影響力を持つ、だから事前調査の予測は当たらないなどと指摘されると、なるほどと思います。選挙のたびに指摘されますが、属性（性別・人種・地域・教育水準・年齢）によって支持の差が非常に大きいので、どのくらいの人が投票所に向かうのか、支持者を投票所に向かわせることができるのか、その地域にどのくらい投票所があるのか、アクセスはどうなのかといった現場の事情が、誰が当日投票所に行くことができるのかを左右するので、実は大きな意味を持っている・・・、それは日本の選挙の風景とは「根本が違う」と思われます。

#### 【11月4日】

11月4日午前の議長はエル・サルバドルのソルト・ロザーレスさん。議題は71(a to d)ですから人権の推進と保護です。ハンセン氏病に影響を受けた人とのその家族に対する差別の撲滅に関する特別報告、少数者の問題に関する特別報告、性的指向と性自認に基づく差別と暴力に対する保護に関する独立専門家の報告でした。

ハンセン氏病に影響を受けた人とのその家族に対する差別の撲滅に関する特別報告者ミランダ・ガラールザさんは、その影響を受けてきたのは女性、子ども、高齢者で、これまでは伝染性の高い病気であるとの誤解に基づいて施設収容が行われていた（医療モデル）が、それはしばしば個人の生活の質、とくに社会的な存在としての人間の側面を無視していたと指摘し、女性は罹患者であると同時に罹患した他の家族の（無償）のケアを余儀なくされてきたことから、それが女性の（教育を含む）基本的な権利享受を著しく制限し、幸福を損なってきたと、女性の経済的独立を促し、公平な社会保護手段を確保できるよう、女性の権利を支援する（ケアを「労働」と位置づける）ケア制度の実現を目指さなければならない、子どもも、同じく、教育を受ける機会がなく、社会的に疎外されてしまうと指摘した。国家はハンセン氏病対策として人間の尊厳を中核におい

た包括的なケアと支援のモデルを設定し、社会保障制度の一部として設計すべきであると勧告した。全体の鍵としては、国家がどのような体制を整えるのか、社会保障の一環として医療や薬剤の無償提供だけでなく、移動の補助や所得保障などの提供、多様な需要の調査、病気の特性とケアについての知識の普及、人権問題としての公私（資金など）の対応、差別を解消するためには包括的な対策が必要であると補足した。ブラジルは、施設においては記録を保存時、記憶を伝えていくことが重要と提言し、また最低賃金と同じ程度の所得保障にも言及した。ポルトガルは草の根の組織の重要性について、WHO はハンセン氏病について忘れられた熱帯性疾患で、治療方法も確立して、悪化も止められるのに、知識が普及していない、できる治療対策が取られないことが差別の原因として大きいと、残念がっていました。日本は、報告を全面的に支持しつつ、施設収容の結果、施設閉鎖の後の社会復帰を念頭に、モデルの変更を架橋する対策について質問したところ、当事者の意見を積極的に取り込んだ政策決定を推奨された。

日本のステートメントは、新しい報告者への支持を表明し、1996年の「らい予防法」で施設収容を廃止し、人間の尊厳を重視した制度に転換したこと、高齢者はとくに長期に施設にいたことから社会復帰が難しいとの認識があるので、良い慣行について、尋ねた。

少数者の問題に関する特別報告をしたレヴラットさんは、多民族国家と自認する、憲法で複数の民族、人種、宗教、文化について言及している国家では、社会全体として、少数者の声に開かれていなければならないと前置きし、多様で排他的ではない社会に向けて少数者の効果的な参加を促進するには国家の制度的設計が重要という観点から、1) 少数者の問題に関する制度の根拠、2) 政策決定過程への少数派の効果的な参加の目的、3) 人権以外の少数者の問題、4) 少数者に友好的な制度設計を促す要素、5) 国家レベルで、少数者の効果的な参加・不参加を考慮した上での、少数者の権利を実現する方法、6) 少数者の効果的な参加に関し、そのための制度設計と一般的な制度設計（との対比）、7) 自治を柱に、報告をした。この報告では制度設計が少数者の権利実現にどのように反映するか、少数者の権利促進は少数者にはもちろんのこと、当該社会にとっても、国際社会にとっても、有益であることを示し、少数者に「優しい」制度設計は、紛争予防の重要な部分であるだけでなく、成功し、持続する和平構築の中核となる要素であることを指摘した。少数者に友好的な制度設計では、国家あるいは地域段階で実質的に少数者の権利が定義されていること、そのためには（1）少数者集団がその権利について判断する地域的・部族的な自治の形態を保証すること、（2）少数者の権利実現のために少数者出身者を象徴的法的制度的に国家レベルで認知すること、（3）

少数者の権利享受を支援し、差別しないという認識を普及させる。そのため、少数者に直接影響のある事柄だけでなく、社会全体に問題に関しても発言を保証すること、(4) 教育や文化のような少数者に関し、自治が認められているならば、補完性を保証し、差別的な「みんな一緒」政策を防止すること、(5) 紛争解決に関する制度設計において、規範的争点に関し、事件ごとの判断をするよう、裁判官に認めるか、対立する主張を仲裁する融和的な組織を設計すること、(6) 和平構築の文脈と過程において、少数者に向けた制度設計を優先することが、重要であると述べた。どうしたら実現できるのかという数々の質問に対し、レヴラットさんは言語で差別せず、少数言語教育を維持したまま、主要言語教育を提供すれば、選択が可能になること、地域には「声」はないとしても住民には地域に関する発言ができる。少数者が全体とアイデンティティを共有することも重要などと述べた。

性的指向と性自認に基づく差別と暴力に対する保護に関する独立専門家リードさんは、LGBTが選挙過程に完全かつ平等に参加する権利は、社会の状況に左右され、法律、政策、規則や行政手続において差別と暴力があれば権利は抑圧され、平等が保障されていれば権利も保障されていると述べ、偏見を動機とする暴力、ヘイト・スピーチなどの問題を指摘した。通常の場合と異なり、オンラインの表現が規制されていないこと（同じ基準での規制が望ましい）、選挙に際し、嫌がらせが多くなること、問題を記録する最善の方法？ 選挙の場合には特別立法が可能では？ 性的多様性を保護する最善の手段は？ サイバースペースも含め、安全な空間の確保が重要などという声が多かく、リードさんは選挙活動に対する脅迫等妨害行為と同様の方策で対応するのが一番であり、刑罰化は特別扱いになるので望ましくない。根本は教育であると答えた。

日本は、リードさんの報告を肯定的に受け止めるステートメントを公表している。

性的指向、性自認、性の多様性に関する議論は、「それは人権として普遍的に認められていない」という多くの国からのコメントを引き出すのだが、この会合では、中国がそれぞれの国には人権を保護する道筋に関し、伝統と文化があるので、それは尊重されるべきであると述べた他は、「北」の発言が大半を占め、また議場を見渡すと、異議申立ての発言をしそうな国々は不在でした。

ところで、これまで、国連文書では Sexual Orientation and Gender Identification (SOGI) が用いられていたのに、今回、報告者、発言者ともに、LGBTQIA+（どこまで意識してアルファベットを加えるのかの議論に疲れたので+が付け加えられたのに、報告書では同じ報告書の中でも結構バラバラな表記）グループが多かったとい

う印象です。個人的には、SO と GI とは別な問題なので、本当に一緒にしていいのかも疑問です。というのは、次の議題の人種差別で「people of African descent」を別に考えるという発想が国連の人権問題としてあるならば、性的少数者の中とはいっても SO と GI とは別と、議論ができそうだからです。社会の認知の問題？

午後の議題は 69 (a & b) 人種差別主義と、議題 70 (民族) 自決で、国連人権高等弁務官事務所事務総長補佐のブランズ・ケーリスさんが人種差別主義、人種差別、排他主義と不寛容に関する 3 つの報告書、2001 年のダーバン宣言と行動綱領 Durban Declaration and Platform for Action (DDPA) の実施・追跡に関する 8 つの報告書について、まとめて報告した後、DDPA の実施に関する独立専門家委員会委員長のアグイラー・コントレラスさん、続けて DDPA の効果的な実施に関わる政府間作業部会の委員長権報告者のワウエルさんが、報告した。アグイラー・コントレラスさんは、DDPA には人種差別のない世界への工程？行程？について必要な段階を順に示していると述べ、2024 年が「国際アフリカ出身・子孫の人々の 10 年」最後の年になることを考慮し、2025 年から「第 2 次国際アフリカ出身・子孫の人々の 10 年」を提案した。ワウエルさんは、アフリカ出身・子孫の人々に関する宣言の起草は、アフリカの人々への敬意・保護・人権の実現に関し、かなりの進展があるが、修復的正義に関しては進捗状況は満足できる状況にはないと述べている。文化的に価値がある芸術品の返還、奴隷貿易に対する反省と償い、償いが必要なのはアフリカだけではない (中国)、DDPA に従わない正当な理由がある、パレスチナとの争いは「人種差別主義」ではない (イスラエル) などの合間に、資金援助だけ、求められるのは本意ではないという「北」の反応もあり、アグイラー・コントレラスさんは全てが「その意思がないこと」に起因すると答えましたが、ワウエルさんは対話を進めるかどうかは、専門家ではなく、それぞれの国家の決断であり、(人、資金といった) 資源配分も国家の判断にかかっている、さらに努力をすると結んだ。

ダーバン宣言と行動綱領 Durban Declaration and Platform for Action (DDPA) は、2001 年 8 月 31 日から 9 月 8 日まで南アフリカ共和国のダーバンで開催された人種差別に反対する世界大会 World Conference Against Racism (WCAR) の成果文書であるが、奴隷貿易に対する償いと、パレスチナにおける「二級市民」の項目をめぐって紛糾し、合衆国とイスラエルの代表団は合意しないまま、帰国した。その後、2009 年に第 2 回、2011 年に第 3 回世界大会は開催されたが、「北」のいくつかの杭がボイコットした。

奴隷貿易に関しては、直接、奴隷貿易業者を人権侵害と非難し、責任を問う文言ではないが、今日の世界各地の貧困、不安定な政情などの原因であると述べることで「北」と「南」の妥協を図り、8月末には解決したと考えられていた。

「シオニズム」と人種差別主義については、当初から対立がいういたが、「人種的優位に立つ民族浄化」、ホロコーストといった刺戟的な表現を控えるといったことではイスラエルを支持する合衆国の賛同が得られないのは、最初から明らかであったともいう。

最終的な合意文書は、問題となった箇所は全て削除されており、漠然と、アフリカの人とその子孫を対象とすることだけがわかる、行動綱領を実行に移すのは不可能だという評価もあったが、国連人権高等弁務官事務所はDDPAに関し、各国政府の進捗状況に関する報告書の提出を求めており、国連事務総長も実施状況に関する追跡報告のための専門家委員会を任命している。今回の報告はこの2つの要請に基づいている。

事実として、多くの国においてメディアなどがその内容について精査し検討する前に、「9.11」が起これ、DDPAは政治的争点として忘れられてしまったのかもしれない。

以上の報告と質疑の後、ほぼ16時から、「人種差別主義」と「DDPAの実施」に関する一般討議が始まり、6カ国が共同代表として発言し、11カ国（議題が2つ、あることから別々にステートメントを述べた国が3つあり、ステートメントとしては20）がそれぞれの国のステートメントを述べたところで、18時になった。

## 【11月5日】

午前中は会合がなく、午後からの議長はマレーシアのアブド・カリムさん。議題は人種差別主義に関する69と自決に関する70である。人種差別廃絶委員会委員長の報告、人種差別主義、人種差別、排他主義と関連する不寛容の現代的形態に関する特別報告、補完的基準についての詳細に関する暫定委員会委員長の報告があり、残った時間は議題69と70に関する一般討議である。

人種差別廃絶委員会委員長バルセルザックさんは、他の条約委員会の委員長と同じように、冒頭で予算の制約に言及したが、本題では残酷な、民族を理由とする暴力の増加を懸念し、その大部分が武装紛争との関わりで発生した人権侵害であり、国際人道法違反であることに注意を喚起した。とくに政府高官や公的人物による少数派に対する暴力のきっかけとなるヘイト・スピーチの問題を指摘し、移民、難民、亡命希望者、先住民、アフリカ系の先祖を持つ人々が標的にされやすいので、政府自身がメディア、インターネット・サービス提供者やソーシャル・メシアの基盤を提供する組織に人種差別的

言説が広がらないよう、協力体制を検討すべきと指摘した。委員会の任務としては、パレスチナの要請に基づいてイスラエルとの間に設置した暫定的調停が報告書を提出し、人種差別に関する和解について事実認定と勧告を提出していると告げた。

人種差別主義、人種差別、排他主義と関連する不寛容の現代的形態に関する特別報告者のアシュウィニさんは、アフリカ出身者とそれを祖先に持つ人に関し、積極的差別是正策についての活用を進めることを肯定する表現をしていました。ただ、あまりにも属性・交差性に注目すると、周辺化を補強することになると考えているようでした。また、積極的是正策は、理念として採用されているのに、実施段階で官僚主義が邪魔をし、目的が達成できないことが多いとも考えているようでした。

最初に人種差別撤廃条約の役割を問う質問が出たように、国々の間に共通の理解が乏しいようです。人種差別主義がひどくなっているというのは共通の理解なのかもしれませんが、発言した国々は、ナチズムの賛美とネオ・ナチズムの台頭、植民地主義、イスラム教徒、あるいは、パレスチナ人に対する組織的差別という報告者の言葉に強く反応したようで、実証的データが不足しているという指摘を裏付ける、国内の賃金格差の報告や（オンラインを念頭においた）ヘイト・スピーチに対する苦情申し立て制度の整備、教育、交差性の検討への言及があったに止まり、奴隷貿易、DDPAの実施、歴史的不正義の是正、帝国主義、植民地主義、是正すべき（地球規模での）経済格差、そして、条約が恣意的選択的に適用されているという主張は、20年以上前のダーバン会議からあまり進歩が見られないようです。マルタ騎士団だけが、おそらくは最大の少数集団である「ロマ」の社会統合を支援していると発言したのが目立っていました。

報告者たちは、60歳になる条約が今、曲がり角に来ているのかもしれないが、条約には具体性がないという非難は当たらないと反論し、他の条約委員会と同様に（実際はそれほど簡素化されてはいない）簡素化された手続の利用などに言及し、できれば、これまでに成し遂げた積極的な成果、例えば言語的少数者に対する言語教育の普及なども伝えたいと言ったが、時間がなかった。

補完的基準についての詳細に関する臨時委員会委員長アーメド・ハッサンさんは、CERDを現代に適合するような新しい基準についての検討についての報告で、委員会としては人種差別主義に対する刑事罰や民事制裁の検討について議論している？ という言葉に、では、新しい条文の検討はいつ始まるのか、いつを目処に条約化を検討するかという質問がいくつも出されたところを見ると、この問題はかなり継続して審議され、そもそも、この委員会の委任事項が何なのかについて、かなり長い間議論がなされ



てきたことを窺わせるやり取りがありました。言い換えると、委任の範囲について議論をする時間がもったいない、条文の検討をした方が生産的という声です。ハッサンさんは、ヘイト・スピーチ、サイバー犯罪、レイシャル・プロファイリング、予防措置、刑事と民事法の関係、これらを実行に移す政治的な意思といった問題があると、項目盾を伝えました。国際法の最大の特徴は「強制装置」が国内法と異なり、組織的には有効ではないというところにありますし、全体の同意がないと、「南」から政治的思惑であると非難されている一方的強制的な手段 UCMs と同じことになるかと思われます。国際司法裁判所も、国際刑事法廷も、ほとんどの国が支持するという前提で成り立っているのですが・・・。

余計なことですが・・・

Kadra Ahmed Hassan さんを、何人かの人が「Ambassador」とか「Her Excellency」とか呼びかけていたので、調べたら、2016 からジブチ Djibouti の国連代表部と世界貿易機構への全権大使でした。2007 年から国連代表部におり、2013 年から国連ウイメンの理事会のメンバーを務め、2019 年からはジュネーヴにある国連人権理事会社会フォーラムの議長でもあり、ジュネーヴにある国連の諸機関と、スイス連邦への大使でもあるようです。日本のように在任期間が短いと「機関」としての存在は認識されるけれども、「人物」としての存在感はあまりないということになりそうです。人材がたくさんいると喜ぶべきなのかもしれませんが。

この議論に議長たちの思惑とは異なり、かなりの時間が費やされ、17:18 から議題 69 人種差別主義など、議題 70 自決権に関する一般討議が始まりました。11 の国の 12 の報告（ニカラグアが議題ごとに別なステートメントを公表）があり、18:10 に今日の最後のステートメントと、議長が宣言した。（ここでも、過去の奴隷貿易、歴史的真相、DDPA の実施への言及が繰り返されたが、例えばリヒテンシュタインは連邦主義・分権・地域的権限付与に関するハンドブックを作成したと、積極的な提言をしていた。）

## 【11月6日】

今日の議長はジョージアのロルテュキパニーズさん。議題は 69、人種差別主義等と 70、自決。午前は「アフリカ出身者とその子孫 People of African Descent」に関し、専門家作業部会座長、恒久的フォーラム Permanent Forum 議長、法執行部門における人種的正義と平等を促進する国際独立専門メカニズム座長、傭兵利用による人権侵害と自決の権利行使の妨害に関する作業部会の座長、午後は高等難民弁務官の報告に対し、各

国がコメントや質問をし、その後、同じ議題に関し、各国がステートメントを公表した。

「アフリカ出身者とその子孫 People of African Descent」専門家作業部会座長レイノルズさんは、2024年の報告のテーマの報告書「デジタル・人工頭脳 AI・新しく登場しつつあるテクノロジーの時代におけるアフリカ出身者とその子孫の経済的社会的文化的権利の実現」(A/HRC/57/70 と A/HRC/57/70/Add.1 参照) 公表のほか、人種的正義、修復的正義、環境的正義とデジタル正義の4分野を重視し、アフリカ出身者とその子孫の権利宣言の起草を始めていること、課題として、(いくつかの国は反対しているが) 開発・発展の権利と健康で持続可能な環境が人権実現の基礎であること、権利宣言において、アフリカ出身者とその子孫は個人としての権利だけでなく、集団としての権利も主張することができるという点が重要である。修復的正義に関しては2024年12月に開催される部会でアフリカ出身者とその子孫に関する修復的正義に関する検討が予定されており、歴史的な誤謬を訂正し、行動することが人類の責任であるという結論が期待されている。環境的正義に関しては、ラテン・アメリカにおける伝統的な共同体としてアフリカ出身者とその子孫が祖先の土地と主張する場面に注意を払っている。

個人的には、traditional Afro-descent communities face severe challenges in terms of their claims to ancestral land というのは、修辭的矛盾のように思われる。もちろん、アフリカ出身者がラテン・アメリカで定住した後、何代か経過したことから、そこは祖先の土地と主張できるというレトリックであるのかもしれないが、移住・定住によってさらに先住の人々の土地を収奪した「植民地帝国主義 settler colonialism」ことにはならないのか、自発的に移住したわけではない、先住民と共存し、通婚しているので、ヨーロッパ出身者とは違う(ヨーロッパ出身者は先住民とは通婚がなかった?)と、説明するとしても、ちょっと不思議である。

デジタル時代の影響は一見明白であり、本来は中立的客観的な技術の利用、誤用、濫用が(既存のデータを活用する機械学習の結果) 偏見と差別を、意図的かどうかは別として、全ての場面でもたらしており、その結果、人々はAIが収集した情報に基づく判断を通じて無意識に偏見を内在化するとして、15の勧告を公表している。最後に、作業部会は他の報告者などと協力していると、結んだ。

続けてなされた「アフリカ出身者とその子孫 People of African Descent」に関する恒久的フォーラム Permanent Forum 議長スーマーさんの報告では、あらゆるところで人種的誹謗中傷が増えているが、それはDDPAでも明らかにされたように組織的人種差別が廃絶していない理由は、人種差別的な態度や否定的なステレオタイプの一般化だけでなく、政治的な意思の欠如、弱い立法、実施戦略の不在、つまり、国家の責任である、

組織的構造的な人種差別主義に対抗するため、今年が最終年の「アフリカ出身者とその子孫の10年」をもう一度、実施しなければならないと主張する。また、SDGs目標年の2030年に取り残されるアフリカ出身者とその子孫がいないよう、各国には行動する責任がある。恒久的フォーラムはDDPAの完全かつ効果的な実施を前提としており、歴史に基づく修復的正義と公平な未来の実現を求めている。現在、ハイチにおいて起こっていることは、植民地と奴隷制度に結びついており、そのせいで今日的人道的政治的安全保障上の、そして、人権に関する危機に直面しているという趣旨の報告書を提出する予定であるが、その苦渋に満ちた歴史に鑑み、即時の貧困救済と開発支援、武器の禁輸、修復的政治と持続可能な開発基金の創設を訴える。組織的構造的な人種差別に対抗する手段として、学校教育に限られない良質の教育を推奨し、言語や祖先の土地、記念碑など文化的遺産の保護と保全を訴えて、報告を締め括った。

2人の報告者に対しては、次の「10年」と「恒久的フォーラム」を支持する「北」の発言が複数あり、DDPAを前提とするコメントが続いた。どの国連機関も同様であるが、予算・資金の制約が活動を制限しているとの訴えが応答場面であった。

連合王国の国王が英連邦の国を訪問した際、「国家元首であることに拘らない」との発言への反応として、「英連邦会議では、修復的正義について議論する」が答えであったという。建物の名前が変わったり、銅像がなくなったりするだけでなく、少なくとも人が「(祖先が) 奴隷貿易で蓄積した富の返還」を実施しようとしているといった動きも、富の平準化として捉えられているようである。

法執行部門における人種的正義と平等を促進する国際独立専門メカニズム座長クエンエヒアさんは、まず、任期が更新されたことを報告し、アフリカ出身者とその子孫に対する法執行と刑事司法制度において、組織的な人種差別がいまだに行われていること、法執行機関による違法行為に対して責任と救済を求めることが非常に難しいことから、各国は責任を持って正義と責任と救済を実現すべき行動を取る時期が来ていると指摘した。これまでの報告では集約されたデータを属性別にする必要性と、警備方法の工夫を提案し、今回は報告・検討・捜査手続の樹立（ボディ・カメラの導入）、独立した市民監視体制の設置、被害者とその共同体を支援する独立組織の設置の3つを提案した。

質問の中には、法執行機関に対する監視に関し、プライバシー（誰の？）を心配する声もあった。クエンエヒアさんは、警察は急に法の遵守と言われても対応できないので、教育が一番大切であると答え、データ収集と分析を通じて、人種差別的な法執行が実際になされていることを社会に指摘する根拠が必要であること、実際にもアフリカ出身者とその子孫の女性も少女も法執行機関の暴力の犠牲になっているとのデータがあると答えた。

午前の最後に、傭兵利用による人権侵害と自決の権利行使の妨害に関する作業部会座長ジェジミロヴィッチ・ラニートさんは、傭兵の資金調達の変化を報告した。問題は、そもそも透明性に乏しいので、調査が難しいが、マクロ経済的には国家が（通常は代理人を利用して）資金を調達し、募集、移動、給与、武器、その他の物資の購入などを負担する。この資金を充当するために自然資源の搾取、武器の横流し、麻薬が用いられることも多いパレスティ。ミクロ経済的に傭兵は給与だけでなく、地元で事業を行い、その収益を得るだけでなく、金やダイヤモンド、貴重金属資源その他の自然資源の権利といった換金可能な報酬だけでなく、市民権、刑期の短縮、さらには周辺地域での物資などの強奪があり、これらは伝統的な「銀行間取引」や「現金支払い」だけでなく、金融代替機関を通じた暗号資産化やクラウドファンディングなども用いられており、銀行、法曹、フィクサー、保険会社、ダークネット、その他の法人化された組織などが中間媒介者として存在している。近年の傭兵は、軍事協力や2者間合意の名称で武装紛争下において用いられており、しばしば（現地と送り出し）国家の外交と政治と資金的支援を得ているので、実質的に国家の外交軍事政策の延長となっている。傭兵は自然資源の搾取だけでなく、組織犯罪とテロリズムや人身売買、武器輸出、麻薬清掃、マネーロンダリング、サイバー空間での詐欺、禁制物質の輸出入、現代海賊行為の身代金、情報収集などの違法行為にも関わっており、人々への脅威となり得る秘密裏の活動をしている。これらの経済活動はそれだけにとどまるものではなく、それ以外の非公然経済活動への刺戟、活発化をもたらしており、各国の抜け道対策を必要としているが、実質的に国境を超えた資金の動きであるので、その規制には国際的な拘束力のある仕組みが必要不可欠である。人々の人権を保護し、SDGsを実現するためには各国の協力が必要であると結んだ。たくさんはなかった質問の中に、傭兵は問題なのはわかったが、私的な軍隊は合法なのかというものがあつたが、直接の回答はなかった。ジェジミロヴィッチ・ラニートさんは、これらの違法な活動を止めるためには実効性のある法律が必要であり、このような経済活動はこれまで表面化していないと答えた。

11時48分からは（昨日からの継続の）議題69と70に関する一般討論に移り、17カ国、20のステートメントがあつた。議題69に関してはDDPAを積極的に評価する声が多かつた。パレスチナとイスラエルが、時間的なスパンは異なりながら、祖先の土地に戻り、国家を樹立することは認められていると発言したのが際立って聞こえた。

午後の高等難民弁務官グランディさんは、議題60 難民、国内難民などに関して、直面する「不確実性」は何をすべきかではなく、国連は一体となってすべきことをできる

かであるという。1億2300万人が暴力、迫害、紛争で、気候変化と経済的困窮から、住む場所を追われている。経路にあたる国々は国際法上の義務にもかかわらず、流れを押し留めようとますます厳しい手段を選択しつつある。国内難民である間に解決することが望ましいが、出発した国の環境を良くする方法はないのか、合法的な滞在を通じて社会に貢献する機会はないのか、国際法上保護を必要としている亡命者ではないのか、難民の問題を「封じ込め」で解決することはできない。安全に帰国できるまで、受け入れ国の（公衆衛生、教育、訓練、雇用、金融制度などの）構造を人道的支援として強化することは、「受け入れ国社会への統合」ではない。戻りたい難民にとってもっとも継続する解決策は出発した国に地域に戻ることであるが、その判断は当事者に委ねられている。自発的に戻ることを決意したならば、国連はそれを支援する。関連して見えるが、実質的には別な、無国籍の問題は国家の意思で解決可能であると報告した。多くの国は、私たちにできることは何かと問い、グランディさんは、2018年の「難民に関するグローバル・コンパクト」に言及し、できることはわかっているはずと答えたが、現実には難民の数はここ12年、毎年増加している、みんな真剣に取り組んでほしいと答えた。

14時28分からは議題60 難民などに関する一般討論が始まり、20カ国がステートメントを読み上げた。

\* \* \* \* \*

グランディさんの報告とコメント・質問の間、議場はかなり大物らしい人が多い印象だったが、最後の一般討論になると、（自分の国のステートメントを読み上げたならば？）席を立つ姿が目立ち、最後まで残っていたのはほんの一握り・・・であった。が、7日になってわかったのだが、残っていなくてとは判断する要素がそれぞれの国の事情で存在する。

### 【11月7日】

議長はエル・サルヴァドルのソルト・ロザーレスさんでほぼ10時ぴったりに開始され、モロッコの国連代表部大使オマー・ズニベールさんが2024年の人権理事会理事会の議長として、人権理事会HRCの年次活動、つまり、普通の人に多大な影響を及ぼしている、そして国際人権法を無視した紛争の人権侵害という山積みの問題と乏しい資金について報告した。その中で普遍的・定期的レビューUniversal Periodic Review (UPR)が、手続ではなく、結果を評価することが非常に多くの国の支持を得ている理由ではな

いか、多くの国が（同輩として）意見を述べ、勧告のかなりの部分を当該国は積極的に受け入れていることを指摘した。理事会は、市民の保護と国際人権の遵守を重視しており、また、特別報告者や独立専門家などに対して証拠やデータなどを提供し、意見交換をすることも、重要な役割であると認識しているという。これに対し、紛争下における人権侵害状況（悪化）に多くのコメントが寄せられ、いずれ、これらの情報が活用される（国際司法裁判所で国際法違反が問われる）ことを期待する（役に立っている）という声だけでなく、理事会と第3委員会の活動が重複している（ので、政治的意図で選択され、偏見に基づく国別報告は廃止）という指摘、そもそも内政干渉という非難や資金不足を理由に人権に関する審査が手薄になることへの警戒という、さまざまな立場からの見解が複数表明された。

「普遍的・定期的レビュー Universal Periodic Review (UPR)」とは、国連憲章、世界人権宣言、締結している人権条約などに照らして、国連加盟国それぞれの国の人権状況について、（特定の国が名指して審査対象となるのではなく）全ての国連加盟国が普遍的に、（約4.5年を1サイクルとして）定期的に、（専門家ではなく、加盟国全てが議論に参加できる）人権理事会の審査対象となる仕組みである。審査対象となると、加盟国は自国の人権状況を改善し、国際的な義務を果たすためのとった措置、今後対処すべき課題について記載するべく、定められたガイドラインに添った報告書を提出する。（人権高等弁務官事務所がその国に関して作成した文書なども提出され、）人権理事会の作業部会と理事会本会議での審査を受けるが、結論となる文書採択に先立って当該加盟国には意見表明の機会が、また NGOs や各国の独立人権機関 National Human Rights Institutions (NHRIs) などの関係者も一般コメントを述べる機会がある。このようにして採択された審査結果と勧告を受け取った当該加盟国は、勧告に対する対応を表明する。次回の審査、あるいは、それに先立って自発的にその対応状況を報告することで、全ての加盟国が定期的に人権状況の進捗を公表できる。全ての加盟国が3回のUPRを経たことから、2022年11月から第4回目もサイクルが始まっている。

このUPRと対比されるのが、人権上、懸念があるという指摘に基づいた決議をきっかけに、当事国の意向を問わず、専門家が収集した情報と現地調査によって国連総会第3委員会が行う国別報告で、恣意的に政治的意図を持って対象が選択され、直接反論する機会も乏しく（当事国としては被告席に立たされたような雰囲気のもとで）、（同じような立場に立つ国々・同輩ではなく、）専門家が報告する。一方的強制的制裁に結びつくこともあって、「南」に対してフェアではないと感じているようである。

この後、11 時からは議題 66、人権理事会の報告に関する一般討論が始まり、約 1 時間の間に 13 の国々がステートメントを公表し、人権理事会の政治化・2 極への懸念だけでなく、ウィーン宣言と異なり、経済的社会的文化的権利と開発の権利が市民的政治的権利に比べて蔑ろにされている（「北」の多くの国は 18 世紀的な後者を重視し、「南」は 20 世紀的権利とされる前者は後者と対等である、前者の保障なしに後者を實現しても意味がないという立場をとっている）と、警戒する意見も表明された。

さらに 12 時からは、議題 69 と 70 に関する一般討論に切り替わり、7 カ国 9 つのステートメントが公表された時点で、パキスタンとモロッコが「事実誤認がある」と反論権を行使し、インドとアルジェリアが返答したが、モロッコは「西サハラ」に関する認識について再度、異議を申し立て、アルジェリアは、モロッコには関係のないと反論するうちに時間となって午前の会合は終了となった。

午後の議長はマレーシアのアブド・カリムさん。議題 69 と 70 の一般討論、午前からの継続である。27 の国がステートメントを公表した。難民支援は難民の出身国との距離的近さもあって「南」諸国が圧倒的に多いのだが、シリアが難民を支援すると、それはテロリスト支援だと決めつけ、人道支援資金の停止を求める動きがあること、亡命申請の資格情報を高等弁務官難民事務所は滞在国ではなく、出身国に求めるべきではないか（政治的危険があるのでは？）との提案、（季節ごとなどの）定期的な移住、（最終目的地がある）通過移住、国内難民などを一括して「難民」と考えるべきではないという指摘、国際法は受け入れ国全てに対して難民保護を義務としているとの指摘、無国籍解消の重要性など、多くの問題が指摘され、日本は「人間の安全保障」について述べた。ここでも午前の会合と同様に、「西サハラ」との関係でアルジェリアの描写にモロッコが反論権を行使し、どちらも満足しないまま、反論権行使の制限である 2 回のやり取りが終わった。また、DPRK が RoK は正式な国名称ではなく、「北朝鮮」を使った、存在しない問題について指摘する誹謗中傷キャンペーンという抗議に対して、RoK は必然性のある表現「脱北者」であったと反論し、DPRK は自国民の名誉に関わると言い募ったが、議長はこの問題は繰り返し提起されているので、そこまでとストップをかけた。会合は、18 時ではなく、17 時 25 分には終わった。明日からは、この委員会から総会に提出する決議案の検討に入るので、私の第 3 委員会参加は、今日までである。

日本は、高等難民弁務官のグランディさんに現在の危機的状況において適切に対応していると感謝し、いつものように協力を申し出て、高等難民事務所に関する決議案の共同提案国となっていること、この決議案は 1 億 2000 万人を超える難民対

策への助力となると確信していることを告げた。そして、強制的移住の危機に対する日本の立場として、1) 市民を保護する国際人道法を尊重し、遵守すること、2) 紛争と暴力だけでなく、気候変動、デジタル技術革新、保健公衆衛生、貧困と平等といった問題に対処するにあたり、「人間の安全保障」は理念としてだけでなく、実効性現実性のあるプログラムの内容として、実施すること、3) 緊急人道支援だけでは不十分である、中期長期的見地から 2023 年 12 月、「グローバル難民フォーラムにおける人道的発展的平和の連鎖に対する多重的利害関係者の誓願 Multi-Stakeholder Pledge on the Humanitarian-Development-Peace Nexus at the Global Refugee Forum」で、難民の自立を支援し、滞在国の負担を軽減する「開発協力」を、短期的見地からの「人道的支援」と共に実施し、強制移住の根源にある紛争の解決と防止となる「平和の先導」の促進を実践しつつあることを述べた。

6 日から持ち越されていたステートメント公表を申し込んだ国のリストは決して短くなかったのだが、午後が始まる当初から議場にいた国はとても少なく、(議場にいないと、順番を飛ばされ、どんどんと順番が繰り上がり、) 予想以上に早く進行したため、「順番を飛ばされてしまった」だけでなく、(事務局と交渉して、順番を譲ったことにしてもらい、リストの途中や最後の方に追加・・・という救済手段もあるのだが) 会合が終了してしまったので、「復活」も叶わなかった国があった。実は、ステートメント公表の順番リストは同時配信されているのだが、今日の午後、急にその画面だけが不安定になり、頻繁に消えてしまっていた(私のパソコンの不具合かと思ったら、他にもリスト画面が消えたという人が・・・QR コードが議場の壁に掲示してあるのでケータイでチェックしている人が少なからずいる)ので、いつもと違って、情報が適切に伝わらず、順番のチェックに失敗したということだったのかもしれない。



暗くなると、内部がライト・アップされる総会議場棟の南側。